

昭和二十六年五月二十三日提出  
質問 第八〇号

企業組合の組合員に対する課税に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十六年五月二十三日

提出者 今 澄 勇

衆議院議長 林 讓 治 殿

## 企業組合の組合員に対する課税に関する質問主意書

- 一 中小企業等協同組合法第七十九條の第三項に「組合員は、總會の承認を得なければ、自己又は第三者のために組合の事業の部類に属する取引をしてはならない。」とあり、従つて当該組合が總會を開いて「組合員が自己又は第三者のために組合事業の部類に属する取引を認めた。」事実がある場合を除き、たとへば、法人としては国税庁通達のいわゆる九原則に該当する事実があつたとしても、全組合員の所得が一律に事業所得として取扱わるべきではなく、組合法第八十一條の規定を適用するか、施行規則第七條の四を適用するかは法人の活動は活動として別個に組合員個々の実際の所得を十分に調査の上、決定するべきであると思うが如何。

- 二 二月十九日衆議院大蔵委員会において、田中織之進委員の質問に対して平田敬一郎政府委員は「所得税法施行規則の方は、さにあらずして生産量、販売量等に依じて給與しておるものは、実質給與と見るべきでなくしてむしろやはり事業の一部を組合員が続行しているというふうに考えることが正しいとい

う意味からいたしましてこのような規定を設けている。」と答えているが、協同組合法第七十九條第四項には「組合員が前項規定に違反して自己のために取引をしたときは組合は、総会の議決により、それをもつて組合のためにしたものとみなすことができる。」という規定があり、従つて組合員が事業の一部を続行している事実がある場合も組合の総会の議決によつて取引の結果が組合の計算に帰せられた場合は、当該組合員の所得については施行規則第七條の四の規定はまぬがれることができると思うが如何。

右質問する。